
特定非営利活動法人 こころテラス 定款

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こころテラスという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県栃木市鍋山町 165 番地 1 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、不登校児童生徒をはじめとする子ども及びその家庭に対し、心理支援、学習支援、体験活動、食事提供、生活支援及び相談支援を通じて、安心して過ごせる居場所を提供し、心身の回復及び健全な育成並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前項の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 環境の保全を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① フリースクール及び子ども食堂の運営等、子どもの居場所支援事業
- ② 放課後の居場所及びプレーパークの運営等、子どもの居場所支援事業
- ③ 通信制サポート及びフリースペースの運営等、青少年健全育成事業
- ④ 子ども及びその家庭に対する生活支援及び相談支援事業
- ⑤ 子育て相談、情報提供等の地域子育て支援事業
- ⑥ 地域住民と連携した見守り活動等の地域安全事業
- ⑦ 地域イベントの企画、運営等のまちづくり推進事業
- ⑧ 農業体験等を通じた地域交流及び教育支援事業

⑨ 環境教育及び清掃活動等の地域環境保全事業

⑩子どもの居場所づくり及び子ども・家庭支援に取り組む団体等への支援、連携及び助成事業

(2) その他の事業

① 飲食物の提供及び販売事業

② 日用品、衣料品、食料品等の販売事業

③ その他本法人の目的達成に資する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に使用するものとする。

第3章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体であって、総会における議決権を有するもの。

(2) 応援会員 この法人の目的に賛同し、その事業を支援するために入会した個人又は団体であって、議決権を有しないもの。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、退会しようとするときは、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、または秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類、定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 10 人以下

(2) 監事 1 人以上 2 人以下

2 理事のうち、1 人を代表理事とする。

(役員の選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前号の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けとることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設け、事務局長その他

職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総 会

（総会の種別）

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

（総会の構成）

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- （1）定款の変更
- （2）解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- （3）合併
- （4）事業計画及び活動予算並びにその変更
- （5）事業報告及び活動決算
- （6）役員の選任又は解任、職務及び報酬
- （7）入会金及び会費の額
- （8）会員の除名
- （9）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- （10）事務局の組織及び運営
- （11）その他この法人の運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- （1）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- （2）正会員数の 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- （3）第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又

は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 総会開催時において、やむを得ない理由により会場へ出席できない正会員は、電磁的方法をもって出席することができる。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の3分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数(書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席をもって成立する。

2 理事会開催時において、やむを得ない理由により出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、電磁的方法をもって出席することができる。

(理事会の議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の規定の適用については、理事会に出席したものとする。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数・出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人 2 人が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 資産から生じる収益

（６）その他の収益

（資産の区分）

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

（資産の管理）

第 42 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

（基金）

第 43 条 この法人は、その目的を達成するため、寄附金その他の収入をもって基金を設置することができる。

2 基金は、この法人が行う特定非営利活動に係る事業のうち、子ども及びその家庭への支援、子どもの居場所づくり、学習及び自立支援、地域との連携その他この法人の目的を達成するために必要な事業に充てるものとする。

3 基金の設置、管理、運用及び処分その他基金に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める基金規程による。

（会計の原則）

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

（会計の区分）

第 45 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

（事業計画及び予算）

第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 47 条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加又は更正)

第 48 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲載して行う。

第10章 雑 則

(施行細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 鈴木あすか

理事 金井恵美

佐藤祐樹

鈴木健一

小竹紀子

監事 大波龍郷

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2 年以内の最初の通常総会の終結の時までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

① 入会金 0 円

② 年会費 0 円

(2) 応援会員

① 入会金 0 円

② 年会費 個人 1 口 3,000 円

団体 1 口 10,000 円

